公益社団法人釧路市シルバー人材センター役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人釧路市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬に関し必要な事項を定める事を目的とし、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」並びに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
- (1) 役員とは、定款第19条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうちセンターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4)報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。

(報酬等の支給)

- 第3条 センターは、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 役員に対しては、理事会出席等、必要の都度、支給することができる。
- 3 役員には、役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

- 第4条 役員の報酬は、別表「役員の報酬」のとおりとし、年間報酬総額80万円(理事70万4千円、監事9万6千円)の範囲内で、理事の報酬については理事長が理事会の承認を得て、監事の報酬については監事の協議により決定するものとする。 (報酬等の支給日)
- 第5条 役員の報酬は、当月分の支給を月末とする。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。
- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった 立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第7条 センターは、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬の支給基準として公表するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補 足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附則

この規程は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び 公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年5月24日から施行し、平成24年5月24日から適用する。

別表 役員の報酬

理事会出席等、必要の都度日額

3,200円